

成田市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な政策形成の過程における公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画の機会を拡大し、もって市民参加による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）の策定過程において、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

(3) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続を行うことが適当であると実施機関が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この要綱の定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要すると認められるもの
- (2) 軽微なものと認められるもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (4) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくもの
- (5) 実施機関の裁量の余地のないと認められるもの
- (6) 意見等を聴取する手続が法令等で定められているもの  
（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定過程の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料  
（公表の方法）

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、ホームページを利用した閲覧その他実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

（手続の予告）

第7条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び資料（以下「政策等の案等」という。）を公表する前に、次に掲げる事項について、市が発行する広報紙やホームページへの掲載等の方法によりパブリックコメント手続の実施について予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法  
（意見等の提出期間）

第8条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日以上期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に当該意見等の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

（意見等の提出方法）

第9条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

（意見等の考慮）

第10条 実施機関は、前2条の規定により市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の策定を行うときは、提出された意見の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。ただし、成田市情報公開条例（平成17年条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第6条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第11条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件及び手続を終了した案件について一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しない。

附 則（平成30年11月12日成田市告示第165号）

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

(様式)

パブリックコメント意見提出書

政策等の名称

---

貴方が該当するものに○を付けてください。

(市内在住 市内在勤 市内在学 市内に事業所を所有 その他の利害関係者)

住 所

---

氏 名

電話番号

※法人の場合は、所在、名称及び代表者名を記載してください。

〔ご意見を記入してください。〕

該当箇所	意 見

意見等の提出にあたっては、この様式のほか、任意の様式でも結構です。ただし、上記と同様の内容を記入して提出してください。